

参考資料 2

平成 25 年 5 月 14 日
規制改革会議議長
岡 素之

規制改革会議の活動報告(5月－①)

1. 最優先案件

1) 石炭火力発電に対する環境アセスメント

本件に関し、第6回本会議(4/1)にて、当会議としての見解を取り纏め、環境省及び経済産業省に対し1カ月以内に結論を得るよう要請していたが、5/2開催の第8回本会議において、両省より別紙①の内容の回答を受領した。

今後、高効率の石炭火力発電所の新增設が加速されるとともに、日本の最新鋭技術の海外展開によって地球規模のCO₂削減に貢献することを期待。

2) 保育

本会議における厚生労働省、自治体(横浜市・東京都)、事業者等からのヒアリングと意見交換を踏まえ、5/2開催の第8回規制改革会議において、当会議としての見解を別紙②のとおり取り纏め、厚生労働省に提示した。

3) 電力システム改革

本件に関連する法案が国会に提出された現状において、当面、当会議の審議対象とはせず、今後の状況を見守りつつ、必要に応じ、対応することとする。

2. 分野別ワーキング・グループ(WG)

5/2開催の本会議において、4つのWG(健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等)の中間報告を実施。

今後、各検討項目につき、国際先端テストの効果的活用も図りながら、関係各省との協議を進め、5月下旬をめどに当会議としての取り纏めを行う予定。

以上

東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（概要）

東京電力による電源入札では石炭火力の落札の可能性。石炭火力は安定供給・経済性に資するが環境面に課題。このため、本入札電源の必要性を確認しつつ、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について両省間で議論し、以下の合意が得られた。

1. 電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方

- ・ 今後作成する国の温室効果ガス排出削減目標と整合的な形で電力業界全体の実効性ある取組の確保が必要。以下を主な内容とする枠組の構築を促す。
 - ① 国の計画と整合的な目標が定められていること
 - ② 新電力を含む主要事業者が参加すること
 - ③ 責任主体が明確なこと（小売段階に着目）
 - ④ 目標達成に、参加者が全体として明確にコミットしていること
 - ⑤ 新規参入者等に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高いこと
- ・ 国の計画に上記に沿った自主的枠組みを位置づけ、PDCA を回す。

2. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い

- ・ 国は、今次入札を含め、下記の観点により必要かつ合理的な範囲で審査していく。

(1) BAT (Best Available Technology)

- ・ 常に発電技術の進歩を促し、国際競争力の向上と環境貢献を行うことが重要との考え方になり、事業者がBATの採用を検討する際の参考となるよう国が発電技術を下記のとおり整理・公表。
- ・ 事業者は、環境アセスメント手続開始時点（入札の場合は契約後遅滞なく手続が行われることを前提に、入札時点）において、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら(B)についても採用の可能性を検討した上で、(A)以上のものとするよう努める。
 - (A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術
 - (B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術
 - (C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

(2) 国目標・計画との整合性

a) 中期目標との関係

以下の場合においては、国目標・計画との整合性は確保されているものと整理。

- ・ 上記枠組に参加し、CO₂ 排出削減に取り組んでいくこととしている場合
- ・ 枠組み構築までの間は、①枠組が構築されれば遅滞なく参加し、②枠組みが構築されるまでの間は、自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの措置を講じることとしている場合。

b) 2050年目標との関係

- ・ 国は、従来から実施中の研究開発等に加え、炭素貯留適地の調査や CCS Ready の内容の整理等を進め、事業者は、今後の革新的な CO₂ 排出削減対策について継続的に検討。

3. その他の取組

- ・ エネルギー政策の検討を踏まえたエネルギー転換部門の排出抑制等指針の策定や再エネ・省エネを含め、国及び事業者は CO₂ 削減に向けた各般の取組を行う。

保育に関する規制改革会議の見解

2013年5月2日
規制改革会議

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目指にあらゆる取組みを行うことを主張してきた。このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間を「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

*20万人分…現在の待機児童数は2.5万人（平成24年4月）だが、潜在的なニーズを勘案し、保育需要40万人（2017年度の推計）の半分を2年間で整備するとされている

下記の規制改革事項のうち、●は厚生労働省と合意済みのもの（矢印は今後の運用を注視するポイント）、○は今後の課題である

1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する

- 厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである
- 「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安

「心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべきである

2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設(認証保育所や横浜保育室)が、認可保育所の基準は下回るもの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実に鑑み、その支援を拡充すべきである

●5 年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする

- 補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないよう、今後注視していきたい
- 現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所や0歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示（後述）を充実させるべきである
- 「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乗せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである
- 親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである
- 認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである

3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる

保育所に対する第三者評価の実施率(2011年度実績 3.52%)はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、ひとりひとりの子どもを大切に育んでいるかという保育の姿勢や保育の内容、利用者(子どもと保護者)のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである

- 第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る
- 今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようそのありかたを常に見直すべきである

4. 保育士数を緊急に拡大させる

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである

- 保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る
- 保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について、2013年度中に結論を得る
- 保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料（12700円）が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性に鑑み、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す
- すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結

論を得る

6. 事業所内保育施設の設置を容易にする

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用をおこなうべきである

- 事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少なくない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい

以上